

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 7 日

各区・市福祉事務所
各 支 庁
西多摩福祉事務所

} 生活保護担当課 御中

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

緊急一時宿泊場所の利用に関するQ&Aの発出について（その3）

日頃より、生活保護行政の適切な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。先般、令和2年4月13日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡（緊急一時宿泊場所の利用に関する Q&A の発出について）及び令和2年4月15日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡（緊急一時宿泊場所の利用に関する Q&A の発出について（その2））にて発出いたしました Q&A について下記のとおり内容の変更・追加を行いましたので、御確認をよろしく申し上げます。

記

- 1 変更
Q2のA、Q16のA
- 2 追加
Q17

（担 当）

東京都福祉保健局生活福祉部

保護課保護担当

電話 03 (5320) 4064 (直通)

緊急一時宿泊場所の利用に関するQ&A

【相談者の窓口について】

Q1 都内のインターネットカフェ等の休業に伴う居場所喪失者（以下「都内のネットカフェ等退去者」という。）からの住居、生活等に関する相談に対してはすべて生活保護制度主管部署で対応すべきか。

A まず通常時どおり相談があった窓口にて対応し、相談の中で生活保護の申請の意思があった場合や、生活保護の適用が必要と判断される場合には生活保護制度主管部署で対応する。相談者に最低生活費を超える程度の収入がある場合や、相談者自らが生活困窮者自立支援制度や住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（以下「TOKYO チャレンジネット」という。）の活用を申し出た場合等には所管部署と協議しながら適切な窓口で対応していくことになります。

【対象者について】

Q2 「都内のネットカフェ等退去者」から相談を受け、保護の適用が必要と判断する場合の宿泊先の確保にあたっては緊急一時宿泊場所を優先的に活用してもよいか。（変更）

A 今回都が確保した緊急一時宿泊場所（ビジネスホテル）は、緊急事態宣言の期間中に限定したものであり、まずは、真にやむを得ない場合を除き個室かつ、衛生管理体制が整った保護施設や無料低額宿泊所等の活用を検討してください。

その上で、現に保護施設や無料低額宿泊所等の宿泊施設が相部屋しか空いていない等新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から配慮が必要と判断される場合や、本人とのやり取りにおいて、保護施設や無料低額宿泊所等で生活を送ることが困難と判断した者等については、緊急一時宿泊場所を利用させることとして差し支えありません。

Q2-2 Q2のAに示されている、「保護施設や無料低額宿泊所等で生活を送ることが困難と判断した者等」とは、具体的にどのような者が考えられるか。

A 以下1、2のような事例が考えられます。

- 1 身体機能や健康状態の問題等により、保護施設や無料低額宿泊所の設備構造への適応が困難な者

2 精神疾患を有していることが疑われ、共同生活への適応が困難な者

なお、これらは例示であるため、個々の事情を個別具体的に判断して、適切な居所（緊急一時宿泊場所、保護施設、無料低額宿泊所、簡易宿所等）を案内してください。

Q3 TOKYO チャレンジネット、生活困窮者自立支援制度、生活保護法による保護のいずれの対象にもならない者、またはいずれの制度も活用する意思がなく、緊急一時宿泊場所の利用のみを申し出た者は緊急一時宿泊場所を利用できるか。

A いずれの制度も対象外の者（多額の預貯金・収入がある者等）や、制度を活用する意思がない者は緊急一時宿泊場所の利用は出来ません。

Q4 管外のインターネットカフェ等の退去者から生活保護の相談があった場合の実施責任は申請を受けた福祉事務所が負うのか。

A 通常時の対応どおり、現所在地保護の考えに基づき、申請を受けた福祉事務所が実施責任を負います。なお、TOKYO チャレンジネット利用者の実施責任については、運用事例集問2-25「住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYO チャレンジネット）利用者の実施責任について」及び「新型コロナウイルス感染拡大に伴う住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYO チャレンジネット）利用者の実施責任について」（令和2年4月7日付 2福保生保第42号）のとおりです。

Q5 「都内のネットカフェ等退去者」ではない路上生活者から生活保護の申請があり、保護の適用が必要と判断する場合に、緊急一時宿泊場所を利用してよいか。

A 緊急一時宿泊場所利用対象者は原則として、都内のインターネットカフェ等利用者が利用施設の休業により居場所を喪失した者に限られるため、それ以外の路上生活者の利用は出来ません。「都内のネットカフェ等退去者」以外の路上生活者からの相談に対しては、通常時同様、保護施設や無料低額宿泊所等を活用することとなります。

Q6 他県のインターネットカフェ等利用者が利用施設の休業により居場所を喪失し、都内の実施機関に対して生活保護の相談があった場合は緊急一時宿泊場所を利用できるか。

A 他県のインターネットカフェ等退去者から生活保護の申請があった場合、通常時と同様、申請は当該相談のあった福祉事務所で受けることになりますが、当該申請者は緊急一時宿泊場所の利用は出来ません(「都内のネットカフェ等退去者」に当たらないため)。また、TOKYO チャレンジネットについても東京都内に直近6ヶ月以上の生活期間があり、現在住居を喪失している者を要件としているため、利用できません。

なお、他県において実施しているインターネットカフェ等の退去者に対する支援を活用出来る場合もありますので、適宜必要な助言を行ってください。

【その他】

Q7 「都内のネットカフェ等退去者」であって発熱がある者、新型コロナウイルス感染症への感染の疑いがある者から生活保護の申請があった場合に緊急一時宿泊場所を利用できるか。

A 新型コロナウイルス感染症への感染の疑いがある者に対しては、緊急一時宿泊場所は利用できません。まずは新型コロナウイルス感染症に対する電話相談窓口、近隣の医療機関等へ相談してください。

参考：福祉保健局 HP「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について」
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html>

Q8 緊急一時宿泊場所を利用するにあたり、「都内のネットカフェ等退去者」であるかどうかはどのように確認すべきか。

A 利用していたインターネットカフェ等のレシートや会員証、宿泊証明書がある場合はそれらの挙証資料により判断してください。挙証資料がなく、口頭のみで都内のインターネットカフェ等を利用していたとの申し出がある場合も、申請者から直近の生活状況を十分聴取した上で、「都内のネットカフェ等退去者」と考えられる場合は、緊急一時宿泊場所を利用できます。

Q9 緊急一時宿泊場所の利用に当たり福祉事務所からホテルへの連絡が可能な時間帯は何時から何時までか。また、ホテルへのチェックインは何時から可能か。

A ホテルへの連絡が可能な時間帯は10:00～19:00です。ホテルへのチェックインが可能となる時間は概ね16:00からです。

Q10 生活保護適用後、緊急一時宿泊場所の利用が決定した者について、緊急一時宿泊場所への訪問による実地調査は行うべきか。

A 申請時の訪問調査の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」（令和2年4月8日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）のとおりです。

緊急一時宿泊場所利用者について、電話連絡等により生活実態の把握が出来る場合等は、緊急一時宿泊場所への実地調査を行う必要はありません。要保護者の状況等から聞き取り調査が必要な場合等は、電話連絡や所内面接により行うことを原則としますが、それによりがたい場合は、個人情報や周囲の環境に配慮しながら適切な方法で聞き取り調査を行ってください。

Q11 緊急一時宿泊場所利用者の程度の決定にあたって、生活扶助第2類及び住宅扶助の計上はどのように行うべきか。

A 生活扶助第2類については、簡易宿泊所利用中のものと同様に計上を行います。

住宅扶助については、都の施策により賄われるため、計上を要しません。

Q12 緊急一時宿泊場所利用者の保護の要否判定を行う際に、住宅扶助はどのように計上すべきか。

A 緊急一時宿泊場所を利用する者の要否判定において、住宅扶助は、当該緊急一時宿泊場所が所在する地域における世帯ごとの住宅扶助限度額を用いて行うこととして差し支えありません。例えば、1級地-1の緊急一時宿泊場所を利用する単身世帯であれば限度額の53,700円（実際にはQ11のとおり給付を要しないが、当該需要があるとみなす）を要否判定に用いることとして差し支えありません。

その結果、保護要となった者の中で、一定の収入や手持ち金があることから、緊急一時宿泊場所利用期間中に扶助費の計上を要しない者については、当該期間中は保護停止の取扱いとします。

また、退所に当たり、敷金等、家具什器、被服費及び転居に伴う移送費を緊急一時宿泊場所利用中に支給すべき事情があるときには、必要な時期に当該扶助費を支給することとして差し支えありません（上記取扱いにより保護を停止していた者については、停止を解除することとなります）。

Q13 保護受給中の緊急一時宿泊場所利用者が失踪した場合や、失踪後再び要保護状態となった場合に、どのように取り扱えばよいか。

A 緊急一時宿泊場所利用者については、運用事例集問2-6「宿泊所、簡易宿所等から失踪後、再び要保護状態となった場合の実施責任」に定める無料低額宿泊所、簡易宿所等に準じて取り扱うこととなります。なお、管外の緊急一時宿泊場所を利用している者については、運用事例集問2-6の3その他(1)に準じて取り扱ってください。

Q14 緊急一時宿泊場所の利用期間終了後の行先についてどのように対応していけばよいか。

A 現時点での緊急一時宿泊所の利用期間は、利用開始日から最長でも令和2年5月6日（チェックイン）までの間です。そのため、遅くとも令和2年5月7日の午前中にチェックアウトとなるため、利用の延長は想定しないものとして、速やかに（遅くとも当該利用期限までに）被保護者の状況によって適切な居所（アパート、無料低額宿泊所、簡易宿所等）への円滑な移行支援を行ってください。

Q15 利用票を発行した利用予定者が利用予定期間の初日に緊急一時宿泊場所にチェックインしなかった場合、どのように対応すればよいか。

A 対象者の「緊急宿泊所利用票」の全てが無効になる旨を緊急一時宿泊場所及びTOKYO チャレンジネットに連絡してください。

あわせて、対象者と連絡を取って来所を指示し、現況の把握及び緊急一時宿泊所のキャンセルに至った詳細な経緯の聞き取り等を行ってください。対象者から再度緊急一時宿泊場所の利用希望があった場合には、必要性について慎重に検討してください。原則として再度の利用は認められませんが、キャンセル

に至ったことがやむを得ない事情である場合のみ、所定の手続きに則って新たに利用票を発行してください。

Q1.6 緊急一時宿泊場所の利用対象者に当たらず、保護施設や無料低額宿泊所、簡易宿所等を案内することとなった際に留意すべき点はあるか（変更）

A 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応に当たっての留意点について」（令和2年4月17日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室、保護課連名事務連絡）を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当該案内する施設等については、真にやむを得ない場合を除き個室の利用を促してください。また、当該者の健康状態等に応じて衛生管理体制が整った居所を案内する等の配慮をお願いいたします。さらに、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年1月31日付厚生労働省社会・援護局保護課他9課連名事務連絡）や「無料（低額）宿泊所における新型コロナウイルス感染拡大防止について」（令和2年3月4日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）の内容を遵守しているかなど、利用に当たって支障がないことを確認したうえで案内を行ってください。

Q1.7 「緊急一時宿泊場所の利用に関するQ&Aの発出について（その3）」（令和2年4月17日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）の発出前に、相部屋の無料低額宿泊所等の宿泊施設を案内し、当該相部屋の宿泊施設で生活している「都内のネットカフェ等退去者」について、緊急一時宿泊場所に移すことは認められるか。（追加）

A 個々の事情に応じて、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から配慮が必要と判断される場合や、生活保護法の目的とする自立の助長のために緊急一時宿泊場所への移動が必要と実施機関が判断した場合等においては、当該相部屋の無料低額宿泊所等の宿泊施設から緊急一時宿泊場所へ移動しても差し支えない。